

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号の規定による  
居住環境の維持及び向上に関する基準について

平成21年6月1日  
秋田県建設交通部建築住宅課

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項第3号に規定する「建築をしようとする住宅が良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上に配慮されたものであること。」に係る審査基準を次のとおりとする。

第1 地区計画、景観計画の区域

次の各項に掲げる区域の区分ごとにそれぞれに掲げるとおりとする。

1 地区計画の区域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項第1号に規定する地区計画のうち地区計画整備計画が定められている区域において、当該地区計画に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限り、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2に基づく条例に定められたものを除く。）に適合するものであること。

2 景観計画の区域

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に定める事項のうち建築物に関する制限（建築物の敷地、構造、建築設備、用途又は形態意匠の制限に限る。）に適合するものであること。

第2 都市計画施設等の区域

次の各号に掲げる区域内に建築するものは、原則として認定しない。ただし、住宅の建築をしようとする場所を管轄する市町村長が長期にわたる立地が想定されることを認めた場合はこの限りではない。

- (1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域
- (5) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第8条第1項の告示があった日後における同法第2条第3項に規定する改良地区